

# 三島市若年がん患者妊娠性温存治療支援事業のご案内 【温存後生殖補助医療】

三島市では、将来子どもを産み育てることを望む小児、思春期・若年世代（AYA世代）のがん患者さんが、がん治療開始前に生殖機能を温存することで、将来に希望をもって治療に取り組むことができるよう、妊娠性温存治療に要した費用を一部補助する事業を実施します。

がん治療だけでなく、造血幹細胞移植またはアルキル化剤が投与される非がん疾患の患者さんの妊娠性温存治療、妊娠性温存治療後の温存後生殖補助医療についても対象です。

## 【温存後生殖補助医療とは？】

妊娠性温存治療を受けた方が、がん等の治療後に受精卵等を体内に戻す治療のことです。

●がん治療等を最優先に行う必要があるため、実施できない患者さんもいます。

●温存後生殖補助医療はがん治療後の妊娠を保証するものではありません。

●主治医から十分に説明を受け、納得した上で、温存後生殖補助医療を行ってください。

## 1 対象となる方（以下の要件を全て満たす方）

- ① 申請時に三島市に住民登録がある方
- ② 温存後生殖補助医療の治療初日における妻の年齢が43歳未満の方
- ③ 夫婦のいずれかが妊娠性温存治療を受けた場合であって、温存後生殖補助医療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断された方
- ④ 補助対象となる費用について、「三島市不妊・不育症治療費補助事業」に基づく助成を受けていない方
- ⑤ 納めるべき市税（市県民税）を完納している方
- ⑥ 婚姻している方（事実婚含む）
- ⑦ 次の医療機関において妊娠性温存治療を受けた方

### 医療機関

三島レディースクリニック、いながきレディースクリニック、沼津市立病院、岩端医院、かぬき岩端医院、  
共立産婦人科医院、富士市立中央病院、菊池レディースクリニック、長谷川産婦人科医院、静岡県立総合病院、  
静岡赤十字病院、静岡済生会総合病院、俵IVFクリニック、県立美術館前IVFクリニック、  
静岡レディースクリニック、焼津市立総合病院、可睡の杜レディースクリニック、産婦人科西垣E-アールティークリニック、  
西村ウイメンズクリニック、浜松医科大学医学部附属病院、聖隸浜松病院、聖隸三方原病院、アクトタワークリニック

※静岡県外の医療機関で治療を実施した場合は、お問い合わせください。

## 2 補助対象の治療内容

- 妊娠性温存治療で凍結した検体を用いた生殖補助医療に要する費用。保険適用外となる費用が対象です。
- 入院費、入院時の食事代、文書料等治療に直接関係のない費用や凍結保存の維持（2回目以降）に係る費用は対象外です。

### 3 補助の上限額

- 補助の回数は初めて温存後生殖補助医療の助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢により異なります。(40歳未満の場合:通算6回、40歳以上43歳未満の場合:通算3回)
- 助成を受けた後、出産した場合または妊娠12週以降に死産に至った場合は助成回数をリセットします。

温存後生殖補助医療の内容	補助上限金額
凍結した胚(受精卵)を用いた生殖補助医療	10万円
凍結した未受精卵子を用いた生殖補助医療	25万円 ※1
凍結した卵巣組織再移植後の生殖補助医療	30万円 ※1~4
凍結した精子を用いた生殖補助医療	30万円 ※1~4

※1 以前に凍結した胚を解凍した胚移植を実施する場合は10万円

※2 人工授精を実施する場合は1万円

※3 採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止した場合は10万円

※4 卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止した場合及び排卵準備中、体調不良等により治療中止した場合は対象外

### 4 申請期限

妊娠性温存治療に係る費用を支払った日の属する年度内に申請してください。

(R7年4月からR8年3月までに治療費の支払いをした方→R8年3月までの申請)

※ただし、治療費の支払いが3月の場合などで当該年度内に証明書の発行が間に合わない場合は翌年度に申請することができますので、当該年度中に一度ご連絡をお願いします。(医療機関の証明書の発行に2~4週間程度かかることがあります。)

### 5 申請に必要な書類等(ホームページからダウンロード可)

※事前にご連絡の上、窓口にご持参ください。申請時に記入していただく書類があります。

※申請に対象者本人以外の家族が来所の場合は、必ず委任状を持参して下さい。

○妊娠性温存治療支援事業費補助金交付申請書(温存後生殖補助医療分)(様式第8号)

○温存後生殖補助医療実施証明書(様式第9号)

○領収金額内訳証明書(温存後生殖補助医療実施医療機関の連携機関用)(様式第10号)

→温存後生殖補助医療実施医療機関から紹介を受けた医療機関で治療をした場合のみ

○夫婦それぞれの納税証明書または非課税証明書(補助対象者が未成年の場合は親権者等のもの)

(証明日から3ヶ月以内のもの)※納税証明書はコンビニで交付できませんのでご注意ください。

○戸籍謄本(全部事項証明書)※事実婚の場合はお二人それぞれのもの(証明日から3ヶ月以内のもの)

○通帳の写し(振り込みを希望する金融機関のもので補助対象者本人の口座)

○印鑑(スタンプ式でないもの)

○事実婚関係に関する申立書(様式第11号)→事実婚の場合のみ

### 6 申請先及び問合せ先

〒411-0832 三島市南二日町8番35号(三島市立保健センター)

三島市健康づくり課 成人保健係

電話:055-973-3700 FAX:055-976-8896

受付時間:午前9時~11時30分、午後1時~4時

